

令和7年度食の安全・安心委員会 議事要旨

1 日時 令和8年2月5日(木) 13:30~15:00

2 場所 茨城県庁舎 11階 1106 共用会議室

3 議事要旨

(1)「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン(令和8年度~10年度)」(案)の策定について

【委員】

新たなアクションプランについて、県広報紙「ひばり」への掲載による周知も有効ではないでしょうか。

【事務局】

SNS以外の媒体による周知を求める声もあるため、広報の機会を捉え、情報発信を行っていきます。

【委員】

小学生などを対象とした「出前授業」による啓発も検討してみてはどうでしょうか。早い段階から食の安全意識を身につけることは非常に有効であると考えます。また、食品ロス対策についても、同様に出席講座を展開してはいかがでしょうか。

【事務局】

教育庁との連携も含め、検討させていただきます。食品ロス対策の出前講座につきましては、主管課(資源推進循環課)と共有いたします。

【委員】

食べ残し持ち帰り推進には難しい面があります。腐敗や異物混入など、消費者側の管理が不十分なケースも見受けられます。食品について昔は大家族で暮らしていた為、食品腐敗等について教わる機会がありましたが、核家族化によりその機会が減少していると感じられます。消費者への理解促進が必要だと思えます。

【事務局】

ご意見を参考にさせていただきます。

(2) 令和 8 年度「茨城県食品衛生監視指導計画」(案) について

【委員】

BSE クリーニングについて、餌を適切にコントロールすれば除くことができるので、令和 8 年度計画での削除は妥当と考えます。

輸入食品の検査強化について、県民の関心という観点に加え科学的リスク評価に基づく項目の選定も併せて行うべきです。

【事務局】

ご意見を参考にさせていただきます。

(3) その他 (報告事項)

本県における食中毒発生状況について

茨城県食品衛生法施行条例の改正について

本県における食の安全に係る情報発信の推進について

【委員】(生産者団体)

今後も直売所の生産者対し、農薬の適正使用量の啓発を継続していきたいと考えています。

【委員】

食品添加物の安全性について、県のホームページで情報発信しているとのことなので、ホームページを見て内容を確認したいと考えています。

【委員】

SNS による情報発信は有効な取組ですが、利用者の関心に基づく情報が表示されやすく、食に関心のない層には情報が届きにくいと感じています。一定のコストをかけることで情報が届きやすくなる面もあるため、今年度の結果を踏まえ、次年度の取組につなげてほしいと考えます。

【委員】

食品添加物について基準値を決めるのに国が膨大な調査をやっている現場に立ち会ったことがあります。各都道府県によって食べる量が違うとすることで、47 都道府県しっかり調査をしてどのくらい食べているのか把握したうえで基準値を設定しています。日本ではこのように丁寧な調査が行われていることを理解してほしいと思っています。

【委員】

「食べ残し」は個人の意識を向上させなければならないと思います。

パーティーなど参加した際、持ち帰りを勧める事業者もあれば、風評被害等を懸念して実施しないところもあります。

持ち帰り可能なもの・不可能なものについて、消費者と提供する側が相互に理解を深めていくことが望ましいと考えます。